



報道関係者 各位

令和3年11月8日発表

【照会先】

労働基準部 監督課 賃金室

室長 鈴木 裕充

室長補佐 諏訪田 浩

(代表電話)092 (411) 4578

(直通電話)092 (411) 4551

3つの福岡県特定最低賃金が改定されます

～ 製鉄業など3業種の最低賃金について引上げが決定～

福岡労働局(局長 藤枝 茂)は、福岡県最低賃金額の改定(時間額870円、28円引上げ)に引き続き、12月10日(金)から下表のとおり、県内3産業の特定最低賃金を改定します。

最低賃金名	時間額	引上額(率)	効力発生日
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	980円	4円 (0.41%)	令和3年 12月10日
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	947円	20円 (2.16%)	
福岡県自動車(新車)小売業最低賃金	959円	18円 (1.91%)	
(参考)福岡県最低賃金	870円	28円 (3.33%)	令和3年 10月1日

(引上率は小数点第三位で四捨五入)

福岡県特定最低賃金には、上記3産業にかかる特定最低賃金のほか、「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金」、「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金」が設定されていますが、これら2産業にかかる特定最低賃金については、現在、審議中であり、11月中旬に福岡地方最低賃金審議会の答申を得る予定です。

【参考：特定最低賃金適用労働者数】

産 業	特定最低賃金適用労働者数
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	6,900 人
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	20,600 人
自動車（新車）小売業	9,600 人
輸送用機械器具製造業	22,900 人
百貨店，総合スーパー	16,000 人